

疾病保障付住宅ローン [お借入時の年齢が46歳以上56歳未満]

8大疾病と診断され、所定の条件を満たした場合、**住宅ローン残高0円**。

ご希望にあわせて、その他日常のケガ・病気の保障特約との組み合わせも。返済を気にすることなく、ご家族の生活を守り、治療に専念することができます。

商品	保障内容	適用金利
1 8大疾病 保障付 住宅ローン	<p>対象となる疾病等</p> <p>★ ガン^{*3} (上皮内ガン^{*4}を除く)</p> <p>急性心筋梗塞 脳卒中 高血圧症 糖尿病 慢性腎不全 肝硬変^{すい} 慢性膵炎</p> <p>就業不能状態^{*5}になったら</p> <p>約定期返済相当額 最長12か月間保障</p> <p>就業不能状態^{*5}が12か月を超えて継続したら</p> <p>住宅ローン残高 0円</p>	<p>ご融資利率 +年0.3%</p>
	<p>対象となる疾病等</p> <p>8大疾病</p> <p>就業不能状態^{*5}が1か月を超えて継続したら</p> <p>就業不能一時金 10万円</p> <p>このほかに、「ガン保障付住宅ローン」もご用意しております(図中★印のみ保障および下記◎の保障)⇒適用金利:ご融資利率+年0.2% ★保障開始日^{*2}以降に、ガン^{*3}(上皮内ガン^{*4}を除く)と診断され、就業不能状態^{*5}になったら、約定期返済相当額最長12か月間保障。就業不能状態^{*5}が12か月を超えて継続したら、住宅ローン残高0円。 ◎保障開始日^{*2}以降に、ガン^{*3}(上皮内ガン^{*4}を除く)と診断され、就業不能状態^{*5}が1か月を超えて継続したら、就業不能一時金10万円をお支払い。</p>	
2 日常のケガ・ 病気保障 特約	<p>対象となる疾病等</p> <p>8大疾病以外のケガ・病気</p> <p>就業不能状態^{*5}になったら</p> <p>約定期返済相当額 最長12か月間保障</p> <p>就業不能状態^{*5}が12か月を超えて継続したら</p> <p>住宅ローン残高 0円</p>	<p>ご融資利率 +年0.1%</p>
	<p>対象となる疾病等</p> <p>8大疾病以外のケガ・病気</p> <p>就業不能状態^{*5}が1か月を超えて継続したら</p> <p>就業不能一時金 10万円</p>	
3 特典 奥さま 保障特約 <small>(女性配偶者^{*6}の女性特有のガンに一時金をお支払)</small>	<p>1・2をあわせてご契約いただいた方は無償でご加入できます。</p>	
	<p>対象となる疾病等</p> <p>女性特有のガン^{*7}</p> <p>と診断されたら</p> <p>ガン診断保険金 100万円</p> <p>※「奥さま保障特約」単独では、ご加入いただけません。</p>	

*1【8大疾病】

8大疾病とは三大疾病[ガン(上皮内ガンを除く)・急性心筋梗塞・脳卒中]および5つの重度慢性疾患[高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎]を指します。

*2【保障開始日】

ご融資日から3か月を経過した日の翌日

*3【お支払対象となるガン(悪性新生物)の例】

生まれて初めてガンに罹患し、医師により診断確定された場合、お支払の対象となります。

部位	ガン(悪性新生物)の種類
脳・神経	「悪性脳腫瘍」「悪性脊髄腫瘍」等
口腔・鼻・咽頭	「舌ガン」「鼻腔ガン」「咽頭ガン」等
呼吸器および胸部	「喉頭ガン」「乳ガン」「肺ガン」「気管支ガン」等
消化器	「胃ガン」「食道ガン」「大腸ガン」「直腸ガン」等
肝臓・胆のう・膵臓	「肝臓ガン」「胆のうガン」「膵臓ガン」等
泌尿器	「腎臓ガン」「精巣(睾丸)ガン」「前立腺ガン」「膀胱ガン」等
婦人科	「子宮ガン」「乳ガン」「卵巣ガン」等
皮膚	「皮膚の悪性黒色腫」等
骨・筋肉	「骨肉腫」「肉腫」等
血液・リンパ	「悪性リンパ腫」「白血病」「多発性骨髄腫」等
内分泌	「甲状腺ガン」「悪性下垂体腫瘍」等
その他	「原発部位不明のガン」等

*4【お支払対象とならないガンの例】

上皮内ガン、大腸の粘膜内ガン、膀胱・尿路・乳管等で発生する非浸潤ガンなど、ガンが浸潤していない状態は、お支払の対象外となります。

*5【就業不能状態】

就業不能状態(就業できない状態)とは、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。就業不能状態は、医師の診断書等の資料に基づき保険会社が判断いたします。

*6【女性配偶者】

ローンをお借り入れいただくご本人と法律上の婚姻関係にあり、かつ診断確定日にその状態が継続されている方。

*7【女性特有のガン】

乳ガン・子宮ガン・卵巣ガン等に生まれて初めて罹患し、医師により診断確定された場合、お支払の対象となります。上皮内ガン(上皮内新生物ともいいます、乳管等の非浸潤ガンを含みます)はお支払の対象外となります。

住宅ローン残高が0円となるには、対象となる疾病・疾患ごとに所定の条件があります。

●お借入期間中に疾病保障付ではない住宅ローンへの変更および保障プランの変更はできません。また、本住宅ローンの全額または一部繰上返済をした場合でも、解約返れい金はございません。

▶裏面も必ずご覧ください。

疾病保障付住宅ローン[お借入時年齢:46歳以上56歳未満]の概要

下記①②③共通の商品概要

商品概要				
対象商品	「WEB申込専用住宅ローン」・「WEB申込専用住み替えローン」・「三井住友住宅ローン」・「住み替えローン」・「借り換えローン」・「ネットdeホーム」・「定借住宅ローン」			
お申込金額	100万円以上1億円以内(10万円きざみ)(定借住宅ローンの場合、200万円以上5,000万円以内(10万円きざみ)) ※ただし、ご融資金額が5,000万円を超える場合は、保険会社所定の診断書(発行日より1年以内のもの)の提出が必要です。			
保障期間	ご融資期間	保障開始日	ご融資日から3ヵ月を経過した日の翌日	引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

① 8大疾病保障付住宅ローン 商品概要

[正式名称:三大疾病および重度慢性疾患のみ補償特約・債務繰上返済支援特約セット就業不能信用費用保険]

項目	保障内容	保険金がお支払いされない場合の例
月々のローンご返済に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病のいずれかにより、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が継続した場合、最長12回を限度として、当該期間に属する約定返済相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます(ローン債務延滞中においては、遅延債務に優先的に充当します)。ただし、保険金のお支払は、お客さまによる保険金請求の時点までに経過した当該期間に属する約定返済額を限度とするほか、同一の就業不能期間においては、約定返済12回相当分を限度とします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合
ローン債務残高に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病のいずれかにより、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態となった日から、その日も含めて12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続していた場合、その時点のローン債務残高相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから12ヵ月以内に就業不能状態ではなくなった場合
就業不能一時金	ご融資日以降に罹患した8大疾病のいずれかにより、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が1ヵ月を超えて継続した場合、就業不能一時金10万円をお支払いします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから1ヵ月以内にその状態ではなくなった場合

ガン保障付住宅ローン 商品概要

[正式名称:ガンのみ補償特約・債務繰上返済支援特約セット就業不能信用費用保険]

項目	保障内容	保険金がお支払いされない場合の例
月々のローンご返済に対する保障	ご融資日以降に罹患したガン(悪性新生物)により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が継続した場合、最長12回を限度として、当該期間に属する約定返済相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます(ローン債務延滞中においては、遅延債務に優先的に充当します)。ただし、保険金のお支払は、お客さまによる保険金請求の時点までに経過した当該期間に属する約定返済額を限度とするほか、同一の就業不能期間においては、約定返済12回相当分を限度とします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合
ローン債務残高に対する保障	ご融資日以降に罹患したガン(悪性新生物)により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態となった日から、その日も含めて12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続していた場合、その時点のローン債務残高相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから12ヵ月以内に就業不能状態ではなくなった場合
就業不能一時金	ご融資日以降に罹患したガン(悪性新生物)により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が1ヵ月を超えて継続した場合、就業不能一時金10万円をお支払いします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから1ヵ月以内にその状態ではなくなった場合

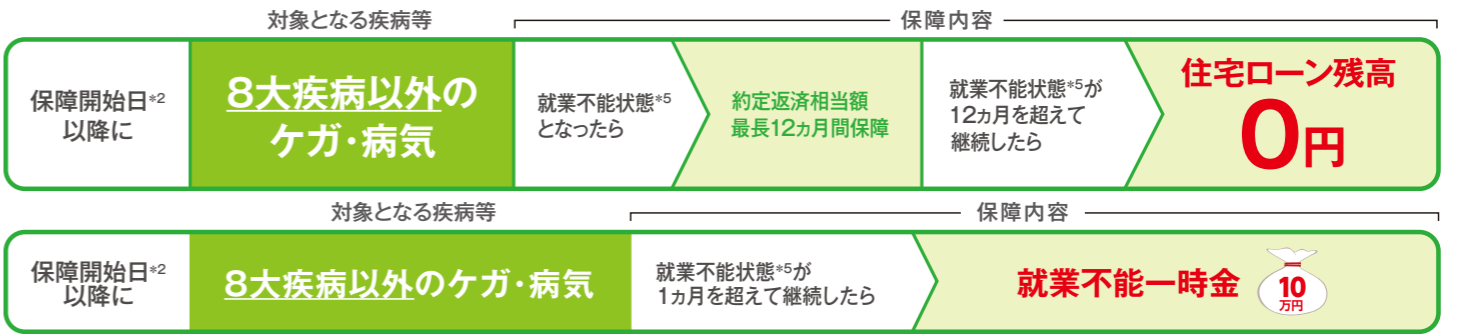
② 日常のケガ・病気保障特約 商品概要

[8大疾病保障付住宅ローンとセットで本特約に加入される場合] [正式名称:三大疾病および重度慢性疾患補償対象外特約・債務繰上返済支援特約セット就業不能信用費用保険]

項目	保障内容	保険金がお支払いされない場合の例
月々のローンご返済に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病以外のケガ・病気により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が継続した場合、最長12回を限度として当該期間に属する約定返済相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます(ローン債務延滞中においては、遅延債務に優先的に充当します)。ただし、保険金のお支払は、お客さまによる保険金請求の時点までに経過した当該期間に属する約定返済額を限度とするほか、同一の就業不能期間においては、約定返済12回相当分を限度とします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合
ローン債務残高に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病以外のケガ・病気により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態となった日から、その日も含めて12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続していた場合、その時点のローン債務残高相当額が保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから12ヵ月以内に就業不能状態ではなくなった場合
就業不能一時金	ご融資日以降に罹患した8大疾病以外のケガ・病気により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が1ヵ月を超えて継続した場合、就業不能一時金10万円をお支払いします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから1ヵ月以内にその状態ではなくなった場合

※本特約は単独でご加入いただくこともできます。⇒適用金利:ご融資利率+0.1%

[本特約単独で加入される場合] [正式名称:三大疾病および重度慢性疾患補償対象外特約・三大疾病および重度慢性疾患補償対象外特約(B)への変更に関する特約・債務繰上返済支援特約セット就業不能信用費用保険]



(注)*の解説については、表面をご覧ください。

項目	保障内容	保険金がお支払いされない場合の例
月々のローンご返済に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病以外のケガ・病気により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が継続した場合、最長12回を限度として当該期間に属する約定返済相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます(ローン債務延滞中においては、遅延債務に優先的に充当します)。ただし、保険金のお支払は、お客さまによる保険金請求の時点までに経過した当該期間に属する約定返済額を限度とするほか、同一の就業不能期間においては、約定返済12回相当分を限度とします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合
ローン債務残高に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病以外のケガ・病気により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態となった日から、その日も含めて12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続していた場合、その時点のローン債務残高相当額が保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから12ヵ月以内に就業不能状態ではなくなった場合
就業不能一時金	ご融資日以降に罹患した8大疾病以外のケガ・病気により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が1ヵ月を超えて継続した場合、就業不能一時金10万円をお支払いします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから1ヵ月以内にその状態ではなくなった場合

③ 奥さま保障特約 商品概要 [正式名称:女性特定ガン診断保険金補償特約]

保障内容	保険金がお支払いされない場合の例
女性配偶者(ローンをお借り入れたご本人と法律上の婚姻関係にあり、かつ診断確定日にその状態が継続されている方)が、保障開始日以降に、生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、ガンの進行程度にかかわらず、ガン診断保険金100万円をお支払いします(お支払は1回のみ)。ただし、上皮内ガン(上皮内新生物ともいいます。乳管等の非浸潤ガンを含みます)は保障の対象となりません。	●保障開始日以前に女性特有のガンと診断された場合

●お借入期間中に疾病保障付ではない住宅ローンへの変更および保障プランの変更はできません。また、本住宅ローンの全額または一部繰上返済をした場合でも、解約返れい金はありません。●ローンのお申込に際しては、当行および当行指定の保証会社の審査がございます。審査の結果によっては、お申込をお断りすることがございますのでご了承ください。●ご融資対象物件の所在地等によっては、お取扱ができない場合がございます。

[対象商品について]○ご融資期間:1年以上35年以内(1ヵ月きざみ) ※お借り換えの場合は、左記に加え、現在お借入中の住宅ローンの経過期間と通算で35年以内。○ご融資対象物件に、当行指定の保証会社を抵当権者とする抵当権を設定していただきます。○所定の保証料が必要です。保証料内枠方式の場合は、お借入金利の中に含まれます。保証料外枠方式の場合は、ご融資時に一括してお支払いいただきます(ご融資金額1,000万円、ご融資期間25年、元利均等返済の場合の例:172,540円~690,180円(消費税非課税))。○保証会社手数料32,400円(「住み替えローン」の場合は54,000円。ともに消費税込)が必要な場合があります。○所定の手数料(例:固定金利特約型をご利用の場合、固定金利特約手数料として、超長期固定金利型をご利用の場合、固定金利手数料としてそれぞれ10,800円(消費税込))が必要な場合があります。○変動金利型から固定金利特約型への変更、固定金利特約期間終了後の固定金利特約型の再設定、その他借入条件の変更、繰上返済をされる場合等は、別途所定の手数料が必要となる場合があります。○固定金利特約型・超長期固定金利型のご利用期間中は金利の変動はなく、また他の金利種類への変更はできません。○新規借入れ、借り換え、住み替え等のお申込にあたっての条件やご返済の試算、手数料等、くわしくは当行ホームページまたは当行国内本支店窓口にてご確認ください。また、商品説明書をご用意しておりますのでご覧ください。

⚠️ ご注意ください

●ご融資させていただく日から3ヵ月間は、保障の対象とはなりません。保障開始日はご融資日から3ヵ月を経過した日の翌日となります。●お申込金額は最高1億円まで(定借住宅ローンをご利用の場合は5,000万円まで)となり、また5,000万円を超える場合は、保険会社所定の診断書(発行日より1年以内のもの)の提出が必要になります。●「奥さま保障特約」単独ではご加入いただけません。●告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。●虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金が支払われない場合があります。●疾病保障付住宅ローンでご利用いただく保険は、三井住友海上火災保険株式会社の引受となりますので、保険内容の詳細やご不明点については、「被保険者のしおり」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。●保険金のお支払には、本パンフレット記載内容のほかにも条件がございます。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」・「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。●保障内容についての概要説明は、当行が保険契約者としての立場から住宅ローンご契約者のために行っているもので、いわゆる保険募集のための説明ではありません。●万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していること、および加入している保険契約の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類、代理請求など)をお伝えください。